



# 鳥取県公報

平成29年 7 月20日 (木)  
号外第 6 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (485) (経営支援課) . . . . . 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (486) (水産課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第485号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成29年7月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 規則第3条第1項の利子補給率				1 規則第3条第1項の利子補給率			
農業近代化 資金の種類	利子補給率			農業近代化 資金の種類	利子補給率		
	農業近代 化資金融 通法(昭和 36年法律 第202号。 以下「法」 という。) 第2条第 2項第1 号、第2 号、第4号 及び第5 号に掲げ る融資機 関が同条 第1項第 1号に掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		農業近代 化資金融 通法(昭和 36年法律 第202号。 以下「法」 という。) 第2条第 2項第1 号、第2 号、第4号 及び第5 号に掲げ る融資機 関が同条 第1項第 1号に掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合
	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	略	<u>年0.70</u> パーセント		1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	略	<u>年0.65</u> パーセント
	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	略	<u>年0.70</u> パーセント		2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	略	<u>年0.65</u> パーセント
3 規則別 表第3号 に掲げる	略	<u>年0.70</u> パーセント	3 規則別 表第3号 に掲げる	略	<u>年0.65</u> パーセント		

資金		
4 規則別表第 4 号に掲げる資金	略	<u>年 0.70</u> <u>パーセント</u>
略		
7 規則別表第 7 号に掲げる資金	略	<u>年 0.70</u> <u>パーセント</u>
8 規則別表第 8 号に掲げる資金	略	<u>年 0.70</u> <u>パーセント</u>

資金		
4 規則別表第 4 号に掲げる資金	略	<u>年 0.65</u> <u>パーセント</u>
略		
7 規則別表第 7 号に掲げる資金	略	<u>年 0.65</u> <u>パーセント</u>
8 規則別表第 8 号に掲げる資金	略	<u>年 0.65</u> <u>パーセント</u>

2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>10年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 0.08 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.08 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.09 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.09 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 11 年を超え 12 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.10 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.10 パーセント

2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 0.08 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.08 パーセント

規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.11パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.11パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.125パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.105パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.105パーセント
		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.12パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.12パーセント
略		略	

鳥取県告示第486号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成29年7月20日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
1 規則第2条第1項の利子補給率						1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化資金通法（昭和44年法律第52号。以下	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関		漁業近代化資金通法（昭和44年法律第52号。以下	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関



に掲げる 資金		ント	ント	に掲げる 資金		ント	ント
5 規則別 表第 4 号 に掲げる 資金	略	年0.70 パーセ ント	年0.70 パーセ ント	5 規則別 表第 4 号 に掲げる 資金	略	年0.65 パーセ ント	年0.65 パーセ ント
略				略			
8 規則別 表第 7 号 に掲げる 資金	略	年0.70 パーセ ント	年0.70 パーセ ント	8 規則別 表第 7 号 に掲げる 資金	略	年0.65 パーセ ント	年0.65 パーセ ント
9 規則別 表第 8 号 に掲げる 資金	略	年0.70 パーセ ント	年0.70 パーセ ント	9 規則別 表第 8 号 に掲げる 資金	略	年0.65 パーセ ント	年0.65 パーセ ント
2 略				2 略			